

令和5年度銚田市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和5年6月1日策定

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るために必要な方針を定めるものとする。

2 適用範囲

調達方針の適用範囲は、市の全ての機関が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達とする。

3 調達の対象となる物品等

この方針において、調達の対象となる物品等は、障害者就労施設等からの調達を行う全ての物品および役務とする。

4 目標額

市が障害者就労施設等から調達する物品又は役務の目標額を次の通りとする。

目標額 400千円

5 調達実績の公表

調達実施は令和5年度終了後に概要を取りまとめ、市ホームページにて公表するものとする。

6 障害者就労施設等からの物品等の調達方法

- (1) 執行機関等に法周知するとともに、障害者就労施設等の受注可能物品等の情報提供を行うことにより、円滑に障害者就労施設等への発注することが出来るよう努めるものとする。
- (2) 発注については、施設等からの物品等の調達に配慮した納期及び納入条件の設定に努める者とする。
- (3) 必要に応じて、共同受注窓口の機能を有する茨城共同受発注センターを活用し、発注内容を複数の障害者就労施設等で対応することにより、施設等への発注機会の拡大に努めるものとする。

7 調達方針の担当窓口

この調達方針の担当窓口は、銚田市福祉保健部 社会福祉課とする。